阪南市男女共同参画プラン（第４次）策定業務委託仕様書

１．業務名

阪南市男女共同参画プラン（第４次）策定業務委託

２．目的

平成２８年３月に策定した「阪南市男女共同参画プラン（第３次）（2017～2026）」の計画期間満了に伴い新たに計画（計画期間 10 年）を策定するものである。本プランについては、「阪南市男女共同参画に関する市民意識調査」を行い、価値観や生活形態の多様化する社会情勢の変化を踏まえ実効性のあるものとする。また、本プランは阪南市男女共同参画推進条例第１１条第１項に基づく計画であり、「男女共同参画基本法」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に規定する市町村基本計画も併せて策定する。

３．委託期間

契約締結日～令和９年３月３１日

市民意識調査：契約締結日～令和８年３月３１日まで

計画策定業務：契約締結日～令和９年３月３１日まで

４．関係条例の遵守

本業務の実施にあたり、本仕様書のほか、関連する法令、規則等を遵守するとともに、関連する上位計画との調整に務めなければならない。

５．業務内容

【市民意識調査業務（令和７年度）】

（１）実施方法

①対象者：無作為抽出した 16 歳以上の市民 2,500 人

②調査方法：郵送による調査票の発送と回収（ＷＥＢ回答可）

※ＷＥＢ回答用フォームに必要なものについては全て受託者が用意すること。

（２）調査票及び調査報告書の作成等

①調査票の設計・印刷

・男女共同参画関連法令、国や大阪府計画等との整合性に配慮するとともに、他自治体の先進的な取り組みなどの動向も踏まえた設問を提案すること。

・変数間のクロス分析ができる調査設計、経年経過を比較できる設問及び新たな支援を考慮した設問を提案すること。

②発送準備作業

・返信用封筒（角２封筒）の作成、印刷、調査票の封入・封緘作業

※送付用封筒及び宛名シールは市が用意する。

※調査票発送に係る郵送費は市が負担する。

③回収した調査票のデータ入力

※回収先は市とする。なお、回収後の調査票の引取（配送料の負担）は受注者が負担すること。

④データの集計・分析・考察

・単純集計、クロス集計、分析結果、計画書への反映方法等のコメントを作成すること。

・計画策定の基礎資料とするため、現状と課題の整理を行い、既存資料（統計資料、行政資料等）の整理分析を行うこと。

・本市の平成２８年度市民意識調査調査結果との比較分析のほか、国や大阪府等の調査結果を参考に、本市の「住民意識の生活実態等の特徴を明確にした調査報告書を作成すること。

・自由記述は、全件入力し、意見内容の要約・分類を行うこと。

・詳細は本市と打ち合わせの上決定すること。

⑤調査報告書の作成

・計画策定を前提とした分析・課題認識に基づいた考察結果を調査報告書として取りまとめる。

・グラフ、表を用いて視覚的にわかりやすい報告書の作成を行うこと。

・必要に応じて、国や大阪府のデータとの比較を加えること。

※調査報告書は電子データのみで納品（印刷したものの納品は不要）

【阪南市男女共同参画プラン（第４次）策定業務（令和８年度）】

（３）市関係課ヒアリング調査支援

①調査シートの設計（調査シートの印刷は不要）

②ヒアリング調査への出席及び意見集約

（４）計画骨子案の作成

①男女共同参画を取り巻く現状と課題

②計画の基本方針（理念、目標、施策体系、重点的取組み）

③国、府の関連法、計画、条例を把握し、最新の男女共同参画施策動向を調査する。

（５）計画素案の作成
①個別施策・事業の作成
②計画推進体制の作成
③計画の進捗状況の点検・評価体制の作成
（６）阪南市男女共同参画推進審議会の運営支援
①会議資料の作成
②会議の出席（３回）
③会議録の作成

６．成果品　※印刷したものの納品は不要
（１）「阪南市男女共同参画に関する市民意識調査」
Ａ４判・電子データ納品
（２）「阪南市男女共同参画プラン（第４次）」
計画書：Ａ４判・電子データ納品（ワード等及びＰＤＦ）
概要版：Ａ４版・電子データ納品（ワード等及びＰＤＦ）
（３）阪南市男女共同参画推進審議会会議録その他関係資料一式
（電子データ一式を含む）

７．検査及び引き渡し
業務が完了したときは、その旨を阪南市に通知し、阪南市の完了検査を受けるとともに、成果品を納入しなければならない。検査の結果、校正が必要な場合は、速やかに阪南市の指示に従い実施するものとし、それに係る費用は受託者の負担とする。

８．著作権等の扱い
（１）成果物に関する著作権、著作隣接権及び所有権等（以下、「著作権等」という。）は全て阪南市が保有するものとする。
（２）受託者は自ら作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
（３）成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
（４）納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者がその一切の責任を負うものとする。

９．管理業務

（１）受託者は、専属の担当者を置き、常に阪南市からの連絡を受けることができる体制を有するものとすること。また、随時、担当課と打合せを行うこと。

（２）本業務には、主任研究者、担当者ともに男女共同参画の計画策定について十分な知識と経験を有し、男女共同参画の視点を持った者を配置すること。

（３）本業務の進捗状況報告や意見交換などを阪南市の担当課と定期的に行い、必要に応じて報告書を作成するものとする。

10．運営上の条件

（１）業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、阪南市個人情報保護条例に掲げる事項を遵守しなければならない。

（２）本業務の実施について、社会一般に通常実施される業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。本仕様書に記載されていない事項及び疑義を生じた場合は、阪南市の担当者と協議し指示を受けるものとする。

（３）業務における成果品及びデータ等を含むあらゆる制作物について、阪南市が所有権・著作権・版権等を持つものとし、本市が自由に加工、複写、ホームページの作成、増刷等を行い、公表できるものとする。

11．秘密の保持

受託者は、本業務遂行中に知り得た事項について、阪南市の承認なしに他に漏らしてはならない。また、本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。